8　ダイオキシン類の状況

1　目　的

ダイオキシン類対策特別措置法（以下「特別措置法」という。）第 26 条第 1 項の規定に基づき、環境中のダイオキシン類による汚染状況を常時監視するとともに、同法第 34 条第 1 項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第 19 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、ダイオキシン類の排出状況を把握するため、事業場への立入検査を実施しました。

特別措置法第 27 条第 3 項及び第 28 条第 4 項の規定に基づき、測定結果、特定施設の設置者が実施した排出ガス等の自主測定結果及び「特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令」に基づく最終処分場設置者による放流水等の自主測定結果を公表します。

2　測定期間　：　平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月

3　特別措置法に基づく測定結果

⑴　環境中の測定結果

①　一般環境大気

2 地点（定点）で測定した結果、0.0085 及び 0.011pg-TEQ/m^3（年平均値）であり、いずれも環境基準値（以下「基準値」という。）を下回りました。

表－1　一般環境大気測定地点及び結果

（単位：pg-TEQ/m^3）

No.	測定地点	測定月日		測定結果	年平均値	基準値
1	平字揚土地内（平第一小学校）	第 1 回	7 月 4 日～7 月 11 日	0.0089	0.0085	0.6 以下
		第 2 回	12 月 5 日～12 月 12 日	0.0080		
2	小名浜大原字六反田地内（環境監視センター）	第 1 回	7 月 4 日～7 月 11 日	0.012	0.011	
		第 2 回	12 月 5 日～12 月 12 日	0.0094		

（注）環境基準は、年平均値で評価します。

②　公共用水域（河川･海域）の水質･底質

（ア）河川の水質・底質

a　河川の水質

6 地点（定点）で測定した結果、0.091～0.65pg-TEQ/L（年平均値）の範囲となり、すべての地点で基準値を下回りました。

表－2　河川水質測定地点及び結果

（単位：pg-TEQ/L）

No.	測定地点	測定月日		測定結果	年平均値	基準値
1	大久川（蔭磯橋）	第1回	5月24日	0.55	0.55	1以下
2	夏井川（六十枚橋）	第1回	6月27日	0.56	0.31	
		第2回	11月17日	0.054		
3	夏井川（山下谷橋）	第1回	6月27日	0.13	0.091	
		第2回	11月17日	0.052		
4	藤原川（みなと大橋）	第1回	5月24日	0.20	0.20	
5	鮫川　（鮫川橋）	第1回	5月24日	0.17	0.17	
6	蛭田川（蛭田橋）	第1回	5月24日	0.65	0.65	

（注）環境基準は、年平均値で評価します。

b　河川の底質

6地点（定点）で測定した結果、0.13～4.7pg-TEQ/gの範囲となり、すべての地点で基準値を下回りました。

表－3　河川底質測定地点及び結果

（単位：pg-TEQ/g）

No.	測定地点	測定月日	測定結果	基準値
1	大久川（蔭磯橋）	5月24日	0.33	150以下
2	夏井川（六十枚橋）	6月27日	0.14	
3	夏井川（山下谷橋）	6月27日	0.16	
		11月17日	0.13	
4	藤原川（みなと大橋）	5月24日	4.7	
5	鮫川　（鮫川橋）	5月24日	0.94	
6	蛭田川（蛭田橋）	5月24日	1.6	

（イ）海域の水質・底質

a　海域の水質

3地点（定点）で測定した結果、0.059～0.11pg-TEQ/Lの範囲となり、すべての地点で基準値を下回りました。

表－4　海域水質測定地点及び結果

（単位：pg-TEQ/L）

No.	測定地点	測定月日	測定結果	基準値
1	夏井川沖（約1,500m）	7月26日	0.059	1以下
2	小名浜港（4号埠頭先）		0.11	
3	鮫川沖　（約2,000m）		0.066	

b　海域の底質

3 地点（定点）で測定した結果、0.16～2.9pg-TEQ/g の範囲となり、すべての地点で基準値を下回りました。

表－5　海域底質測定地点及び結果

（単位：pg-TEQ/g）

No.	測定地点	測定月日	測定結果	基準値
1	夏井川沖（約 1,500m）	7 月 26 日	0.16	150 以下
2	小名浜港（4 号埠頭先）		2.9	
3	鮫川沖　（約 2,000m）		2.8	

③　地下水

市内を約 10km 四方のメッシュに 12 区分したうちの 4 区分（4 地点）で測定した結果、0.048～0.070pg-TEQ/L の範囲となり、すべての地点で基準値を下回りました。

表－6　地下水測定地点及び結果

（単位：pg-TEQ/L）

No.	測定地点	測定月日	測定結果	基準値
1	平豊間地内	6 月 15 日	0.070	1 以下
2	遠野町上遠野地内		0.052	
3	三和町下市萱地内		0.054	
4	渡辺町上釜戸地内		0.048	

④　一般環境土壌

市内の 2 地点で測定した結果、0.00051 及び 0.0033pg-TEQ/g となり、すべての地点で基準値を下回りました。

表－7　一般環境土壌測定地点及び結果

（単位：pg-TEQ/g）

No.	測定地点	測定月日	測定結果	基準値
1	渡辺町田部字岸地内	7 月 14 日	0.0033	1,000 以下
2	三和町渡戸字宿頭地内		0.00051	

⑵　立入検査による測定結果

①　排出ガス

対象 20 事業場のうち、立入検査した 1 事業場 1 施設の排出ガス中のダイオキシン類濃度は、0.000064ng-TEQ/m^3N であり、排出基準値を下回りました。

表－8　立入検査（排出ガス）事業場及び測定結果

（単位：ng-TEQ/m^{3}N）

No.	事業場名	測定月日	測定結果	排出基準値
1	荒川化学工業㈱小名浜工場 （廃棄物焼却炉）	9 月 22 日	0.000064	10

（注）特別措置法に基づく排出ガスの立入検査対象事業場は、別添「ダイオキシン類測定結果個表」に記載してあるすべての事業場です。

②　排出水

対象 10 事業場のうち、立入検査した 1 事業場の排出水中のダイオキシン類濃度は、0.49pg-TEQ/L であり、排出基準値を下回りました。

表－9　立入検査（排出水）事業場及び測定結果

（単位：pg-TEQ/L）

No.	事業場名	測定月日	測定結果	排出基準値
1	㈱クレハ生産・技術本部いわき事業所 （クロロベンゼンの水洗施設等）	9 月 22 日	0.49	10

（注）特別措置法に基づく排出水の立入検査対象事業場は、別添「ダイオキシン類測定結果個表」に記載してあるすべての事業場です。

⑶　設置者による測定結果

特別措置法に規定する特定施設について、平成 30 年 3 月 31 日までに測定し、報告のあった測定結果の概要は次のとおりです（詳細は別添「ダイオキシン類測定結果個表」のとおり。）。

①　排出ガス

廃棄物焼却炉等からの排出ガス中のダイオキシン類濃度は、0.00000048～6.0 ng-TEQ/m^{3}N の範囲となり、すべての事業場が排出基準値に適合していました。

表－10　設置者による測定状況（排出ガス）

施設区分	対象事業場数	対象施設数	測定対象煙突数(A)	測定報告煙突数(B)	測定未報告口数	測定実施率(B/A)	基準不適合口数
廃棄物焼却炉	19	27	22	20	2	90.9%	0
その他の施設	2	5	5	5	0	100%	0
合　計	21（20）	32	27	25	2	92.6%	0

（注）1　1 つの事業場で区分の異なる施設を複数有している場合は、それぞれに計上していますが、合計欄のカッコ内では、重複している事業所を除いた数を示しています。
2　測定対象煙突数は、ダイオキシン類に係る排出ガスの測定を実施すべき煙突の数です（現在休止中となっている 4 施設については、除外しています。）。
3　排出ガスの基準については、別添資料-2 の「大気排出基準」を参照してください。
4　各事業場の測定結果は、ダイオキシン類測定結果個表（p31-33）を参照してください。

② 排出水

対象事業場からの排出水中のダイオキシン類濃度は、0.00020～0.39pg-TEQ/L の範囲となり、すべての事業場が排出基準値に適合していました。

表－11 設置者による測定状況（排出水）

施設区分	対象事業場数	対象施設数	測定対象排出口数(A)	測定報告排出口数(B)	測定未報告口数	測定実施率(B/A)	基準不適合口数
廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設	9	24	9	9	0	100%	0
その他の施設	3	13	1	1	0	100%	0
合計	12（10）	37	10	10	0	100%	0

（注）1 ひとつの事業場で区分の異なる施設を複数有している場合は、それぞれに計上していますが、合計欄のカッコ内では、重複している事業所を除いた数を示しています。

2 測定対象排出口数は、ダイオキシン類に係る排出水の測定を実施すべき排出口の数です。

3 排出水の基準は、別添資料-2 の「水質排出基準」を参照してください。

4 各事業場の測定結果は、ダイオキシン類測定結果個表（p34）を参照してください。

③ 廃棄物焼却炉に係るばいじん等

対象施設からのばいじん等のダイオキシン類濃度は、0～1.6ng-TEQ/g の範囲となり、すべての事業場が処理基準値に適合していました。

表－12 設置者による測定状況（ばいじん等：廃棄物焼却炉）

施設区分	対象事業場数(A)	測定報告事業場数(B)	測定未報告事業場数	測定実施率(B/A)	基準不適合数
廃棄物焼却炉	13	13	0	100%	0

（注）1 施設の構造上、ばいじん等が排出されない 3 事業場は対象外としています（現在休止中となっている 3 事業場についても、除外しています。）。

2 ばいじん等の基準は、別添資料-2 の「廃棄物焼却炉のばいじん等の処分方法を判定する基準」を参照してください。

3 各事業場の測定結果は、ダイオキシン類測定結果個表（p31-33）を参照してください。

4 廃棄物処理法に基づく測定結果

(1) 立入検査による測定結果

① 廃棄物焼却炉の排出ガス

対象 15 事業場のうち、立入検査した 5 事業場 6 施設の排出ガス中のダイオキシン類濃度は、0～0.000070ng-TEQ/m^3N の範囲となり、すべての施設で維持管理基準値を下回りました。

表－15　立入検査（排出ガス）事業場及び測定結果

（単位：ng-TEQ/m^{3}N）

No.	事業場	対象施設	測定月日	測定結果	維持管理基準値
1	㈱クレハ環境	7 号焼却炉	9 月 8 日	0.000070	1 以下
		8 号焼却炉	7 月 31 日	0	
2	第一三共ケミカルファーマ㈱小名浜工場	2 号廃液焼却炉	11 月 13 日	0	
3	有機合成薬品工業㈱	廃液焼却炉	12 月 12 日	0.000022	
4	いわき大王製紙㈱	2 号焼却炉	8 月 28 日	0	0.1 以下
5	㈱ケミクレア小名浜工場	廃液焼却炉	10 月 10 日	0.0000031	5 以下

（注）廃棄物処理法に基づく排出ガスの立入検査対象事業場は、別添「ダイオキシン類測定結果個表に記載してある『規模・能力』が 200kg/時以上の施設を有する 15 事業場です。

②　廃棄物最終処分場の放流水

立入検査した 4 事業場 5 施設（一般廃棄物最終処分場 1 施設及び管理型産業廃棄物最終処分場 4 施設）の放流水中のダイオキシン類濃度は、0.000033～0.00037pg-TEQ/L の範囲となり、すべての施設で維持管理基準値を下回りました。

表－16　立入検査（放流水）事業場及び測定結果

（単位：pg-TEQ/L）

No.	事業場	対象施設	測定月日	測定結果	維持管理基準値
1	クリンピーの丘	一般廃棄物処分場	8 月 23 日	0.00010	10 以下
2	三山クリーン㈱	湯ノ岳処分場		0.000033	
3	(一財)福島県いわき処分場保全センター	いわき処理センター		0.00037	
4	㈱クレハ	桜町・広町処分場		0.000072	

⑵　設置者による測定結果

①　一般廃棄物最終処分場の放流水及び地下水

市の施設である一般廃棄物最終処分場のダイオキシン類濃度は、放流水が 0.0000072～0.000081pg-TEQ/L、地下水が 0.047～0.19pg-TEQ/L の範囲内となり、維持管理基準値を下回りました。

表－17　一般廃棄物最終処分場の設置者による測定結果

（単位：pg-TEQ/L）

No.	最終処分場名		測定月日	測定結果	維持管理基準値
1	クリンピーの丘	放 流 水	9 月 29 日	0.000047	放流水：10 以下 地下水： 1 以下
		地下水（上流）	10 月 20 日	0.047	
		地下水（下流）	9 月 29 日	0.047	
2	クリンピーの森	放 流 水	4 月 26 日	0.000056	
			6 月 26 日	0.000081	
			8 月 31 日	0.000019	
			10 月 19 日	0.0000072	
			12 月 19 日	0.0000096	
			2 月 1 日	0.0000075	
		地下水（上流）	10 月 26 日	0.19	
		地下水（下流）	8 月 31 日	0.10	

（注）1　放流水の基準値は、「特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令（平成 12 年 1 月 14 日総理府・厚生省令第 2 号）」に基づく維持管理基準値です。

2　地下水の基準値は、「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について（平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示）」に基づく環境基準値です。

②　産業廃棄物最終処分場の放流水及び地下水

対象 12 処分場におけるダイオキシン類濃度は、放流水が 0.0000081～0.00065pg-TEQ/L、地下水が 0.0000069～0.16pg-TEQ/L の範囲内で、すべての施設で維持管理基準値を下回りました。

表－18　産業廃棄物最終処分場の設置者による測定結果

（単位：pg-TEQ/L）

No.	最終処分場名			測定結果	測定月日	維持管理基準値
1・2	ひめゆり総業㈱ 町田処分場 平太郎処分場	放流水		0.000042	9月27日	放流水：10以下 地下水：1以下
		地下水	上流	0.040		
			下流	0.066		
3・4	三山クリーン㈱ 兎沢地内 大端地内	放流水		0.0000081	1月24日	
		地下水	上流	0.0063		
			下流	0.0062		
5	三山クリーン㈱ 湯の岳地内	放流水		0.0000093	1月24日	
		地下水	上流	0.065		
			下流	0.064		
6	㈱クレハ　桜町処分場	地下水	上流	0.028	6月26日	
			下流	0.016		
		放流水		0.00065	6月26日	
7	㈱クレハ　広町処分場	地下水	上流	0.16	6月27日	
			下流	0.030		
8・9	堺化学工業㈱ 旧内郷処分場 新内郷処分場	放流水		0.00063	7月19日	
		地下水	下流	0.026		
10	堺化学工業㈱渡辺処分場	放流水		0.000042	7月10日	
		地下水	上流	0.061	7月12日	
			下流	0.0060		
11	常磐共同火力㈱添野処分場	放流水		0.000026	1月11日	
		地下水	上流	0.000033		
			下流	0.0000069		
12	(一財)福島県いわき処分場保全センター	放流水		0.00058	10月17日	
		地下水	深井戸	0.015		
			A・B	0.015		
			C	0.015		
		浸出液	A・B	0.00023		
			C	0.013		

（注）1　放流水の基準値は、「特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令（平成12年1月14日総理府・厚生省令第2号）」に基づく維持管理基準値です。
2　地下水の基準値は、「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について(平成11年12月27日環境庁告示)」に基づく環境基準値です。
3　複数の施設の放流水が同一排水口から放流される処分場については、施設区分の中央に測定結果を記載しました。
4　浸出液の測定は、地下水にダイオキシン類の影響を及ぼさないことを確認するために実施したものであり、浸出液に規制基準はありません。

5　今後の対応

今後ともすべての規制対象事業場に対して、適正使用及び維持管理等の徹底に係る監視・指導を継続していきます。